

nanaco ポイントサービス特約（提携先発行カード版）

nanaco ポイントサービス特約（提携先発行カード版）（以下「本特約」といいます。）において使用する用語は別段の定めのない限り、nanaco カード会員規約（提携先発行カード版）（以下「本規約」といいます。）における用語と同様の意味とします。

第 1 条（本特約の目的）

1. 本特約は、会員に対する付帯サービスとして提供される、会員がnanaco電子マネーを利用すること等により、当社の管理するポイントである「nanacoポイント」（以下、単に「ポイント」といいます。）を付与され、付与されたポイントを本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下「nanacoポイントサービス」といいます。）について定めることを目的とします。
2. nanacoポイントサービス以外の事項に関しては、本規約に従うものとします。
3. 本特約において使用する用語は別段の定めのない限り、本規約における用語と同様の意味とします。

第 2 条（ポイント加盟店）

1. nanacoポイントサービスを提供することを当社との間で合意したnanaco加盟店（以下「ポイント加盟店」といいます。）と当社は、本特約に定めるところによりnanacoポイントサービスを提供します。
2. ポイント加盟店は<<https://www.nanaco-net.jp/>>に掲載しております。なお、ポイント加盟店は変更されることがあります。

第 3 条（ポイント付与の方法）

1. 会員が、nanaco電子マネーサービスを利用し、ポイント加盟店で商品等を購入した場合、ポイントが付与され、その購入に使用したnanacoカードに記録されるものとします。
2. ポイント付与率や対象商品・サービス・付与日等の付与方法はポイント加盟店により異なります。
3. 当社またはポイント加盟店は、第1項に定める場合のほか、一定の条件を定め、その条件を満たした会員に対してポイントを付与することがあります。

第 4 条（ポイント利用について）

1. 会員は、付与されたポイントをnanaco電子マネーに交換できます。なお、ポイント交換の取消しはできません。
2. 前項のnanaco電子マネーへの交換は、チャージ端末その他当社が指定する方法により行うことができます。
3. ポイントは、ポイント加盟店において、所定の景品と交換できる場合があります。
4. ポイントは、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの関連企業および提携企業の運営するインターネット事業サイトにおいて利用できる場合があります。なお、当該インターネット事業サイトおよびポイントの利用方法については<<https://www.nanaco-net.jp/>>でご確認ください。
5. ポイントは換金することはできません。

第 5 条（お買上商品返品時のポイントについて）

ポイント加盟店においてお買上いただいた商品を、会員のご都合その他の事由で返品される場合は、レシートとともにnanacoカードを提示し、当該返品商品のお買上時に付与したポイント数をポイント残高から差し引く場合がございます。

第 6 条（nanacoカード再発行時のポイントについて）

会員がnanacoカードを紛失・盗難または破損し、本規約に基づき、当社が、カード発行者が再発行したnanacoカードにnanaco電子マネーの引継をする場合には、当社所定の方法により確認されたポイントが再発行されたnanacoカードに、当社所定の期間経過後引き継がれるものとします。なお、使用停止措置が完了する前に第三者にポイント残高を使用された場合など、当社所定の方法により確認ができなかったポイントについては、当社およびポイント加盟店は一切の責任を負いません。

第 7 条（ポイントの有効期限）

1. 当年4月1日から翌年3月末日までに付与されたポイントの有効期限は、翌々年の3月末日とします。
2. 有効期限までに使用されなかったポイントは失効するものとします。
3. 会員が退会または会員資格を喪失した時点で、それまでのポイント残高は失効するものとします。

第 8 条（本特約の変更）

本特約の変更については、本規約の定めに従って行うものとします。